

広報くらて有料広告掲載規程

(趣旨)

第 1 条 この告示は、鞍手町有料広告掲載に関する規則（平成 23 年鞍手町規則第 13 号 以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(広告の掲載位置)

第 2 条 規則第 6 条に規定する広告の掲載位置は、広報くらてくらしの情報コーナーの下一段とする。ただし、編集上必要があれば、掲載ページを変更することができるものとする。

(広告の規格)

第 3 条 規則第 6 条に規定する広告の規格は、全一段（左右 187 mm×上下 43 mm）及び半一段（左右 91 mm×上下 43 mm）とし、使用色は墨一色とする。

(広告の掲載料)

第 4 条 規則第 6 条に規定する広告の掲載料は、1 か月につき、全一段で 10,000 円、半一段で 5,000 円とする。

(広告掲載の申込み)

第 5 条 規則第 7 条に規定する広告掲載の申込みは、掲載希望者が、初回に掲載を希望する 40 日前までに、広告原稿等を添えて、鞍手町有料広告掲載申込書（様式第 1 号）により行うものとする。

(契約)

第 6 条 規則第 10 条に規定する契約は、広報くらて広告掲載契約書（様式第 1 号）により締結するものとする。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。